

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年11月15日

月曜日

号外

目次

監査委員公告	
○富山県職員措置請求の監査結果の公表	1

公 告

富山県職員措置請求の監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年11月15日

富山県監査委員 筱岡 貞郎
富山県監査委員 永森 直人
富山県監査委員 天坂 幸治

第1 監査の請求

1 請求人

住所・氏名（略）

2 請求書等の提出

- 請求書の提出 令和3年9月3日
- 補正書の提出 令和3年9月27日

3 請求の内容

請求人による請求（以下「本件請求」という。）の内容は、次のとおりである。（請求書及び補正書の原文に沿って記載。ただし、原文の趣旨を損なわな

い範囲での文言の補正、項目番号の付け替え等を行った。)

(1) だれが

富山県知事 新田八朗

(2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。

令和2年4月1日に富山県（以下「県」という。）と公益社団法人富山県農林水産公社（以下「公社」という。）が締結した農業機械研修業務委託契約書（以下「本件委託契約」という。）第8条第1項及び第2項に違反している。

(3) その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか。

ア 本件委託契約第8条第1項では「乙（公社）は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（県）の許可を受けたときは、この限りではない。」とされているが、公社が県から委託業務として受けた農業機械士養成研修の一部を外部委託しているにも関わらず公社が許可を求め県が許可したと示す資料は一切存在していないことから本件委託契約が遵守されていない。

農業機械士養成研修の一部について講師を依頼する行為は、公社以外の組織に県から委託された業務の一部を金銭と引換えに行ったと考え、外部委託であると判断した。

イ 本件委託契約第8条第2項において「乙は、前項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第21条及び第22条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。」と定められているが、本件委託契約第8条第2項を遵守した資料は存在しない。

(4) その行為により、県にどのような損害が発生している（又はそのおそれがある）のか。

ア 本件委託契約に従い県に対し外部委託を行う許可を求めた資料が存在せず、県が適切だと判断していないにもかかわらず公社の一存で外部委託を行っている。

また、県が外部委託ではなく県職員又は公社職員に担当させるなど

20,000円の支出を行わなくても良い別の方法を選択する可能性を否定する理由が見当たらない。

その結果、本件委託契約を遵守せず使用した報償費20,000円の損害の可能性はある。

イ 両者間の本件委託契約を遵守しない行為は今後公社が県の委託先事業者として相応しくない可能性を十分秘めている。また、外部委託先に対し個人情報保護を遵守するといった誓約書を求めない行為は県の委託先としては相応しくない可能性を十分秘めている。

(5) 監査委員に対してどのような措置を請求するのか。

今回の請求内容が認められた場合、

ア 使用した報償費20,000円の返却を求める。

イ 今回対象となった農業機械研修業務事業の再監査を求める。

ウ 県に対し委託事業の契約が両方で遵守されているか確認を行うよう意見していただきたい。

エ 県に対し委託事業先として適切な事業者であるのか検討するように意見していただきたい。

オ 他の所属を含め監査を今以上に強化していただきたい。

地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、別紙事実証明書（省略）を添え必要な措置を請求します。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、伊東尚志監査委員は公社の副理事長の職にあることから、自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 請求の受理

本件請求について、補正を求めた結果、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和3年9月3日付けで受理した。

なお、補正に要した期間は自治法第242条第6項の規定による監査期間の60日

から除外した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出及び陳述は行わない旨の内容を記した文書の提出があった。

2 監査対象事項

本件委託契約のうち、請求人が本件請求において摘示し、自治法第242条第1項の要件を満たしているものについて監査対象事項とした。

なお、第1の3(5)オについては、要望事項のみであり、同項により住民監査請求において求めることができる措置に該当しないことから、監査対象事項としなかった。

3 監査対象機関

農林水産部農業技術課（以下「農業技術課」という。）とする。

4 監査対象機関の陳述

本件請求を受け、農業技術課に陳述を求めたところ、令和3年10月13日付けで陳述書の提出があり、その内容は次のとおりであった。

(1) 本件委託契約の概要

ア 本件委託契約の目的等

県は、優れた農業機械利用技能者の育成を目的として、令和2年4月1日付けで公社と本件委託契約を締結した。

イ 本件委託契約の内容

(ア) 本件委託契約第1条第1項の規定により、県から公社に委託した研修は次のとおりである。

a 農業機械士養成研修

b 農業機械特別研修

- (a) 農業機械初心者研修
- (b) オペレータ等再研修
- (c) 新規開発機械等対応研修

c 農作業安全研修

(イ) 本件委託契約第6条では、公社は、委託契約締結後速やかに委託事務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、県の承認を受けるものとする旨を規定している。

(ウ) 本件委託契約第8条第1項では、公社は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならないが、あらかじめ県の許可を受けたときは、この限りでない旨を規定している。

(エ) 本件委託契約第8条第2項では、公社は、県の許可を受けて他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、本件委託契約第21条及び第22条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない旨を規定している。

ウ 今回の請求に係る研修について

公社に委託したイ(ア)a「農業機械士養成研修」の中の1課目である「トラクタの点検整備実習」（以下「本件実習」という。）について、公社は例年同様、講師を依頼することとした。公社は、講師について、農業機械の販売及び修理を事業内容としている会社の社員に依頼し、承諾した同社員（以下「本件講師」という。）は、公社の指示に従い、本件実習を行い、公社は、本件講師に対して報償費20,000円を支払った。

なお、本件委託契約第6条の規定に基づき、本件委託契約締結後、公社は実施計画書を県に提出しており、当該実施計画書の収支計画を記載した書面に報償費20,000円の記載がある。県は、公社が例年どおり本件講師を依頼することを認識した上で、同条の規定により承認した。

(2) 第1の3(3)アについて

一般的に委託とは、民法（明治29年法律第89号）第632条の請負又は同法

第643条の委任（同法第656条の準委任を含む。）を意味すると考えられる。請負及び委任にあつては、その目的たる業務は受託者の責任によって処理され、委託者は受託者に対する指揮命令権を有せず、いつ、どのように当該業務を処理するかは受託者の裁量に委ねられている。一方、研修会等の講師については、当該業務を自ら行わなければならない、業務をすべき場所、時間、方法等が指定されているのが通常であり、このことから請負又は委任には該当しないと解される。

本件委託契約第8条で定めた再委託の禁止とは、民法が規定する請負又は委任の方法によって、委託を受けた仕事を他者に行わせることを禁止するものである。

本件講師と公社との契約（以下「本件講師契約」という。）は、本件講師自らが本件実習を行わなければならない、本件実習の場所、時間、方法等は公社から指定されていた。

このことから、本件講師契約は、請負又は委任には該当せず、本件委託契約第8条第1項で禁止する再委託には当たらない。よって、公社が許可を求め、県が許可したことを示す資料は当然に存在しない。

(3) 第1の3(3)イについて

(2)で述べたとおり、本件講師契約は再委託に該当しないため、本件委託契約第8条第2項の規定を遵守した資料は当然に存在しない。

(4) 第1の3(4)アについて

(2)で述べたとおり、本件講師契約は再委託に該当しないため、本件委託契約を遵守しない行為も当然に存在しない。

本件実習においては、トラクタの構造や機能及び利用法の知識・技能習得を目的としており、県職員や公社職員には持ち得ない、トラクタの構造や部品等に係る技術的・専門的な知識を持ち、点検整備に精通した者に本件講師を依頼し、報償費を支払ったことは損害とはいえない。

(5) 第1の3(4)イについて

(2)で述べたとおり、本件講師契約は再委託に該当しないため、本件委託契約を遵守しない行為も存在しない。よって、公社が委託先事業者として相応

しくない可能性について検討する必要性はない。

5 監査対象機関への監査

令和3年10月20日に、農業技術課の関係書類の調査を行うとともに、関係職員の事情聴取を行った。

6 関係人調査

令和3年10月20日に、公社に対して、自治法第199条第8項の規定による関係人調査を行った。

第5 監査対象事項に係る主な事実関係

1 本件委託契約に係る契約手続等について

(1) 本件委託契約は優れた農業機械利用技能者の育成を目的としたものであり、県は、多様な農機具メーカーの機械を用いた研修の実施や、広く農業に従事する全ての者を対象とした農業機械研修を行うためには、県内一円の農業者を対象としている公社が委託業務を効率的かつ効果的に実施できるとして委託先に選定した。

(2) 本件委託契約は令和2年4月1日付けで県と公社の間に契約金額2,750,000円で締結され、県は同日付けで公社から事業計画の提出を受け、事業計画を承認していた。

また、農業技術課の支出負担行為決議書に添付された委託料の積算内訳の報償費の区分に「農業機械士養成研修 20,000円」の記載があった。

(3) その後、令和2年4月30日に2,275,000円、令和2年10月28日に475,000円と2回にわたり公社に委託料が概算払で支出されていた。

(4) 委託業務完了後、令和3年3月31日付けで公社から県に実績報告書が提出され、県は同日付けで委託料の額の確定及び精算をしており、確定された委託料の額は2,750,000円であった。

また、当該実績報告書に添付された支出内訳の報償費の区分に「農業機械士養成研修 20,000円」の記載があった。

2 県から公社に委託した業務のうち農業機械士養成研修の実施状況等について

(1) 農業機械士養成研修の概要等について

農業機械士養成研修は富山県農業機械士等認定実施要綱に定める農業機械士の養成を目的に実施されており、前期課程、後期課程及び一貫課程の3つの区分に分かれていた。

そして、請求人が主張する講師を依頼した本件実習は後期課程及び一貫課程の1課目（合同開催）であり、令和3年2月3日に実施されていた。

(2) 本件実習の実施について

公社は事業計画に基づき、農業機械士養成研修に係る日時、場所及び内容等の開催要領を作成していた。

県や公社には農業機械、特に部品の構造まで精通した職員がいないことから、公社では実習の内容の充実を図るため、過去から外部の講師を活用しており、本件講師が勤務する会社へ令和2年12月9日付けで講師派遣の依頼を行っていた。

本件実習の実施の際には公社職員が立ち会い、実習の司会なども公社職員が行っており、公社の管理のもとに実習を行っていた。

また、県職員も本件実習に立ち会っており、農業技術課は外部の本件講師に依頼していることを認識していた。

令和3年2月19日に公社から本件講師に報償費20,000円が支払われていた。

第6 監査の結果

請求人から提出された請求書、監査対象機関の陳述、実施した監査及び調査内容を踏まえ、監査対象とした事項について、合議により次のように決定した。

1 監査対象事項についての判断

(1) 本件委託契約第8条第1項に違反した再委託が行われているとの主張について

本件委託契約第8条第1項において、あらかじめ県の許可を受けずに他の者に再委託することを禁止しているのは、県が委託業務を適切に実施するのにふさわしい者として公社を委託先に選定した趣旨に反して、業務が第三者

に委ねられることを防止するためであり、これは、公社の指揮命令を離れて、いつ、どのように当該業務を処理するか受託者の裁量に委ねられるものを再委託として禁止の対象とするものである。

本件実習については、本件講師に依頼を行ったが、監査において確認した事実関係においては、実習の日時、場所、内容等が指定され、また公社職員が立ち会うなど公社の管理のもとに本件実習が行われていることから、本件講師に本件実習の実施に関する裁量はなく、本件委託契約第8条第1項で禁止している再委託には当たらない。

よって、請求人の主張するように公社が本件委託契約第8条第1項に違反して県の許可を受けずに再委託を行ったとは認められない。

- (2) 本件委託契約第21条及び第22条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置が行われていないとの主張について

(1)のとおり本件講師契約により本件講師が本件実習を行ったことは再委託に該当しないことから、本件委託契約第8条第2項の規定は適用されない。

よって、公社において本件委託契約第21条及び第22条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置が行われていないという請求人の主張は、認められない。

- (3) 県に本件委託契約を遵守せず使用した報償費20,000円の損害の可能性があるとの主張について

(1)及び(2)のとおり公社が本件委託契約に違反したとは認められないことから、県に報償費20,000円の損害の可能性があるという請求人の主張には理由がない。

- (4) 公社が県の委託先事業者として相応しくない可能性を十分秘めているとの主張について

(1)及び(2)のとおり公社が本件委託契約に違反したとは認められないことから、公社が県の委託先事業者として相応しいか判断する必要はない。

以上のとおり、請求人の本件委託契約第8条第1項に違反した再委託が行われているとの主張、第21条及び第22条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報

の保護に関する必要な措置が行われていないとの主張、県に損害が発生した可能性があるとの主張並びに公社が県の委託先事業者として相応しくない可能性を十分に秘めているとの主張については、いずれも理由がないものと判断する。

2 結論

請求人の本件請求には理由がなく、これを棄却する。